

# 学 部 規 則

2008年（平成20年）12月2日施行

（趣旨）

第1条 この規則は東京基督教大学学則第1条第2項の規定に基づき、東京基督教大学神学部（以下「本学部」という。）における教育研究上の目的、その他必要な事項について定める。

（教育研究上の目的）

第2条 本学部は、キリスト教世界観に立つリベラル・アーツ教育による幅広い教養と、神学・国際キリスト教学（異文化理解と国際貢献）・キリスト教福祉学（介護福祉）の専門教育に加え、少人数人格教育を提供することにより、キリスト教信仰に立ち、教会と社会に仕える働き人を育成することを目的とする。

（学部の構成及び人材養成の目的等）

第3条 本学部は、学則第4条に定める学科並びに第4条の2に定める専攻及びコース並びに学則24条の4に定める制度で構成する。

2 各学科等の人材養成上の目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

## I. 神学科

神学科は、キリスト教リベラル・アーツ教育による幅広い教養に基づき、神学の専門基礎教育をとおして、キリスト教の教職者・教職候補者のみならず、広く教会と社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

### （1）神学専攻

神学専攻は3年次から、広く教会と社会に貢献することを希望する者に対して、旧約聖書学、新約聖書学、歴史神学、組織神学、実践神学、および、ユースミニストリー・教会音楽等の特化した学びか、または幅広く多岐にわたる神学の学びを提供することを目的とする。

### （2）教会教職専攻

教会教職専攻は3年次から、将来教会教職を希望する者に対して、ギリシア語、ヘブライ語をはじめ総合的な神学教育カリキュラムを提供し、本学大学院または、他の大学院レベルでの神学教育に備えるための専門基礎教育を行うことを目的とする。なお、神学専攻以外の他大学の卒業生に関しても3年次から本専攻に受け入れる。

### （ア）神学科アジア神学コース

アジア神学コースは、アジアという地域に置かれている日本で、キリスト教リベラル・アーツ教育をはじめ専門科目に至るまで、英語で提供される授業のみで卒業可能なプログラムを持つコースである。在学中を通しクラスや寮などにおいて日本語と日本文化を学ぶことが求められる。卒業後は、日本で築いた様々なネットワークを用いて自国と日本の架け橋となるクリスチャンリーダーを養成することを目的とする。

### （イ）神学科シニアコース

シニアコースは、人生経験や社会経験を生かし、牧師・伝道師・牧師補佐・個人伝道者としてキリスト教会において仕えることを目指す人材を育成することを目的とす

る。

## II. 国際キリスト教福祉学科

国際キリスト教福祉学科は、神学的視点と国際学的視点及び福祉的視点とを兼ね備え、国内外で、教育、出版、宣教、福祉など多様な活動において、指導的な役割を果たしうる人材を養成することを目的とする。

### (1) 国際キリスト教専攻

国際キリスト教専攻は、福音主義神学の基礎を修めるとともに、英語と専門言語、異文化理解、国際関係論といったカリキュラムを充実し、国際NGO職員、公務員、一般企業会社員、宣教師等に加え、上級神学校進学、国内外大学院進学を通してキリスト教の教職者を目指す人材養成を目的とする。

### (2) キリスト教福祉学専攻

キリスト教福祉学専攻は、人々の生活の拠点である地域社会において「新しい福祉文化の創造」を担う幅広い視野をもった福祉の専門職業人（介護福祉士）、または福祉に関連する職業人を養成することを目的とする。

3 学則24条の4に定める制度は、認証制度及び副専攻と称し、詳細は認証制度・副専攻実施規程において定める。

### (教育目標)

第3条の2 本学部は、教育目標を以下の通り定める。

- (1) キリスト教神学をよく理解し、その使命を教会と社会において実践できる意志と能力を養う。
- (2) キリスト教世界観の視点、神学的視点、または専門分野の視点から、諸課題を批判的・建設的に分析・統合し、他者に説得力をもって提示する能力を養う。
- (3) 世界における痛みを察知し、異なる他者に対する理解に立って他者と協働する能力を養う。
- (4) キリスト教神学を土台にして、現代の世界と日本の抱える課題を公共の福祉の観点から理解し、その解決に取り組む意志と能力を養う。

### (アドミッション・ポリシー)

第3条の3 本学部は、学則第10条第2項に基づき、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下の通り定める。

#### 全学部共通

東京基督教大学は、プロテスタント主義信仰に立ち、教派を超えて21世紀の教会と社会に奉仕する働き人を育成することを目指しています。このためにキリスト教世界観に立つ幅広い教養と神学、国際キリスト教、キリスト教福祉学の専門教育と共に、寮教育や実践的神学教育を通してキリスト教全人格教育を提供します。

本学の教育を通して、キリスト教神学を理解しその使命を教会と社会において実践し、諸課題を批判的・建設的に分析・統合すると共に、他者に説得力をもって提示できる力をつけます。また世界における痛みを察知し、異なる他者に対する理解に立って他者と協働する力を磨きます。

本学の入学者に求める条件、資質は下記の通りです。

- (1) 既に洗礼を受けたか、幼児洗礼の場合は信仰告白をした者。

(2) キリストへの献身(※)を表明し、将来教会と社会に仕えることを志す者。

※本学が考える「献身」とは、牧師や宣教師になることだけでなく、広くこの世界でキリストに仕える者としての献身を意味します。

(3) 本学の建学の精神と信仰基準に同意する者。

(4) 聖書の基礎知識と基礎的な英語力を持ち、基礎的教養に基づいて自分で考え表現する力のある者。

(5) 自分のことば(表現)で他者とコミュニケーションをとれる者。

本学の入学者選抜においては、聖書の基礎知識、基礎的教養に基づいて自分で考え表現する力、自分のことば(表現)で他者とコミュニケーションをとれる力があるかどうかを審査します。またグローバル化する社会においては英語力も大切なため、基礎的な英語力を持つ者を求めます。

なお、入学者選抜における評価方法及び評価比重については、別途学生募集要項に定めます。

(カリキュラム・ポリシー)

第3条の4 本学部は、学則第23条第4項に基づき、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を以下の通り定める。

#### I. 神学部

東京基督教大学では、建学の精神に基づき、教会と社会に仕える幅広い教養と専門的知識と能力を兼ね備えた世界市民を育成するために、キリスト教世界観に基づくリベラル・アーツ教育を提供し、神学科、国際キリスト教福祉学科(国際キリスト教学専攻・キリスト教福祉学専攻)の各分野について、以下のカリキュラム理念のもとに教育を提供する。

(1) キリスト教世界観と神学における学問的基礎を形成する。

(2) グローバル化する世界におけるコミュニケーション能力の修得を目指す。

(3) 専攻各分野について体系的履修課程を設け、少人数教育により、専門知識と方法論の修得を可能にし、その運用能力を養う。

(4) 情報化、環境、生命、性などの今日的な諸問題を扱い、混迷の時代における倫理性の確立の指針を提供する。

(5) 学科・専攻に固有な一部の科目については、他の学科・専攻の学生が履修することを促し、学際的学びを可能にする。

(6) 討論を含む講義形式の授業や「演習」をとおして、諸課題を批判的・建設的に分析・統合し、他者に説得力をもって提示し、解決のための施策を実践する能力を養う。

(7) 本学での学びを体系的に学生の生涯設計に結びつけるために、組織的なキャリア教育を行う。

(8) ユース・ミニストリー副専攻、教会音楽副専攻に関わる諸科目を提供する。

(9) 以上のカリキュラムに加えて、寮教育を通して人格教育を行う。

#### II. 神学科

(1) 神学の諸分野(聖書学、組織神学、実践神学、宣教学、歴史神学)に関わる諸科目を提供する。

- (2) 聖書原語のヘブライ語、ギリシア語に加え、神学英語の授業を提供する。
- (3) 上記の諸分野について、幅広く学ぶか、専門分野を選択して集中的に学ぶかのどちらかが可能な神学研究課程を第3学年次から提供する。
- (4) 将来キリスト教会において教職に就くことを目指す学生には、第3学年次から「教会教職課程」を提供する。

### Ⅲ. 国際キリスト教福祉学科国際キリスト教学専攻

- (1) 神学基礎科目に加えて、異文化理解・国際関係論と、英語・アジア諸語からなる語学教育に強調点を置く。
- (2) 「海外語学研修」及び、「異文化実習」という体験型学習を通して、国際人としての素養を身につける。
- (3) 「卒業研究」の一環としての演習(ゼミ)を設け、専門的観点から丁寧な指導を行う。

### Ⅳ. 国際キリスト教福祉学科キリスト教福祉学専攻

- (1) 介護福祉士資格取得に向けた専門的な知識の修得に加え、問題意識を持ち、キリスト教世界観に立って主体的に考える力、実践に結びつくよう配慮した教育を提供する。
- (2) 人間、社会、環境について公共哲学を基礎にしてバランスのとれた学びを提供し、また寮生活を通して人間関係の実践的な訓練を提供する。
- (3) 少人数教育で、実践経験豊富な教員による徹底的できめ細やかな実技・実習指導を行う。

(ディプロマ・ポリシー)

第3条の5 本学部は、学則第30条第4項に基づき、卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を以下の通り定める。

#### I. 神学部

東京基督教大学では、以下のような能力、および各学科専攻に固有の知識と能力を身につけ、所定の単位を履修した学生に対して、学士号を授与する。

- (1) キリスト教神学をよく理解し、その使命を教会と社会において実践できる意志と能力を修得している。
- (2) キリスト教世界観の視点、神学的視点、または専門分野の視点から、諸課題を批判的・建設的に分析・統合し、他者に説得力をもって提示することができる。
- (3) 世界における痛みを察知し、異なる他者に対する理解に立って他者と協働することができる。

#### Ⅱ. 神学科

- (1) 旧新約聖書、およびキリスト教の伝統を深く理解し、その今日的な意味を考察できる。
- (2) 神学的素養を基盤としたリーダーシップを教会と社会において発揮する能力を身につけている。
- (3) 教会教職課程の学生は、幅広い神学知識とそれに基づく実践能力を、また神学研究課程の学生は、学術的な興味を有する神学の分野における深い知識と洞察力を身につけている。

### Ⅲ. 国際キリスト教福祉学科国際キリスト教学専攻

- (1) グローバル化の中で激動する世界において「真の国際人」にふさわしく、国際関係についての深い理解を基に、鋭い感性としなやかな思考力をもって現場の問題を見出し、分析し、解決に向けて努力できる。
- (2) 現代社会の中にある対立と亀裂に分け入り、平和をつくり出すために尽力することができる。
- (3) 価値多元的なポストモダン世界の中で、異なる他者の価値観に十分留意しつつも、キリスト教の立場からあるべき真実な姿を鋭く追及することができる。

### Ⅳ. 国際キリスト教福祉学科キリスト教福祉学専攻

- (1) 幅広い教養を備え、隣人愛に富んだ奉仕的人格形成がなされている。
- (2) 転換期の社会的ひずみに対して弱者の痛みに共感できる人間性を身につけている。
- (3) 市民社会を形成するための実践的介護・援助技術の修得とアドボカシー（政策提言）の能力をもって貢献できる。

(学科会議等)

第4条 本学部神学科に学科会議を、本学部国際キリスト教福祉学科各専攻に専攻会議を置く。

- 2 学科会議又は専攻会議（以下「学科会議等」という。）は、当該学科又は専攻（以下「学科等」という。）に所属する専任教員で組織する。
- 3 学科長又は専攻長は、学科会議等を招集し、その議長となる。
- 4 学科会議等は、随時開催する。

(学科会議等の審議事項)

第5条 学科会議等は、次の事項を審議する。

- (1) 当該学科等の授業科目及び単位に関する事項
- (2) 当該学科等の授業科目の履修基準及び履修方法に関する事項
- (3) 当該学科等の専門科目の非常勤教員の対応に関する事
- (4) その他学科等の運営および学生指導に関する事

(教務担当教員)

第6条 本学部各学科等に教務担当教員を置く。教務担当教員は当該学科等の専任教員のうちより、学部長が指名する。

- 2 教務担当教員は、学科等の教育方針に沿って、当該学科等の学生の教育指導及び学生生活指導、キャリア教育その他学生からの相談を担当する。
- 3 教務担当教員は、担当学生について必要に応じ学科会議等に報告し、指導方法等について協議しなければならない。
- 4 教務担当教員は、教務課、教育研究・カリキュラム委員会等と連携し学生の指導にあたるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附則 [2008年（平成20年）12月2日制定]

- 1 この規程は、2008年（平成20年）12月2日から施行する。

2 以下の各号に定める学科等に所属する学生に関する事項については、それぞれ以下に掲げる学科会議等が審議する。

(1) 国際キリスト教学科（2008年3月までに入学した者）…国際キリスト教福祉学科  
国際キリスト教学専攻会議

(2) 国際キリスト教学科日本宣教コース（2008年3月までに入学した者）…神学科会  
議

附則 [2010年（平成22年）3月19日改正]

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附則 [2011年（平成23年）2月8日改正]

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附則 [2014年（平成26年）12月2日改正]

この規程は、2014年（平成26年）12月2日から施行する。

附則 [2015年（平成27年）1月13日改正]

この規程は、2015年（平成27年）1月13日から施行する。

附則 [2016年（平成28年）4月12日改正]

この規程は、2016年（平成28年）4月12日から施行する。

附則 [2020年（令和2年）2月4日改正]

この規程は、2020年（令和2年）2月4日から施行する。